

# 前回までの委員の主な意見

# 基準の範囲・方向性について

## <前回までの委員の主な意見>

- ・ 基準策定の際に運営ができなくなるクラブがないよう、激変緩和策や経過措置を設けることが必要ではないか。
- ・ 基準の水準をどこに置くか検討する際、時代の要請に沿った優先順位を付けていくことが必要ではないか。
- ・ 放課後児童クラブがどのように充実されていくかについては、長期的・短期的両方のプランを作りながら、今はどの時点だということを確認して基準を作る必要があるのではないか。
- ・ 基準を守っていくための保証が必要ではないか。
- ・ 現在保育所に通っている子どもたちが数年後に放課後児童クラブに来ることを考えて準備することが必要ではないか。
- ・ 異年齢交流が進むため、居場所としての環境、サービスの質の向上ということも検討していく必要があるのではないか。
- ・ 親の就労が非常に変則的になっていること、一人っ子が多くなってきたこと等から、子どもたち自身の心理的・生理的条件がかつてとは変わっていることを踏まえて省令をつくるべきではないか。
- ・ 守秘義務や苦情解決などについても含めるべきではないか。
- ・ 理想を高く掲げたい、という声もわかるが、現実と乖離しすぎ、現存するクラブの届出を受理できないことは避けるべきではないか。
- ・ 「学童保育とはそもそも何か」という原理的な認識が必要ではないか。そもそも子どもの健全育成のためにどういう環境が必要か、という観点が重要ではないか。
- ・ 理念を明確化することは重要。ガイドラインに明記すべき。継続・安心して利用できること、自分の居場所として認識できること、指導員が子どもの特性を理解して指導できること、等が考えられる。
- ・ 子どもの健全育成を図るものであるということをしっかり位置づけるべき。保護者の就労支援という観点からも、子どもを安心して預けられるという観点が重要になる。
- ・ クラブの特性として、一定の時間一定の場所で子どものアイデンティティを育てるということがある。点ではなく面で子どもを育てるということが、他の事業とは異なる特徴。

# 従事する者（職員の資格）【従うべき基準】

## <前回までの委員の主な意見>

### <資格について>

（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることに特段反対意見なし）

- ・ 児童福祉事業の中に放課後児童クラブが入るのか、また、大学のどの学科が含まれるのか。
- ・ 「児童の遊びを指導する者」の資格について、各号の項目に沿って丁寧に議論するべきではないか。
- ・ 「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすべき。
- ・ 「児童の遊びを指導する者」を中心としつつ、初任者研修の体系化と義務付けを行うなど、放課後児童クラブに関する具体的な理論・技能を修得できる研修、職場環境等を整えることが堅実な方法ではないか。
- ・ 研修は省令上の要件にした方がよいが、児童の遊びだけを指導するだけでなく、生活の支援を行うことにも留意が必要。
- ・ 放課後子ども教室など児童と継続的な関わりを持った経験者を「児童の遊びを指導する者」の要件に加えるべき。

### <全員に資格が必要か>

- ・ 指導員全員に資格を求める、求めたいという県は20県中4県。ただし、経過措置は必要との意見があった。指導員全員に資格を求めないという県は20県中16県。また、有資格者の割合を一律に定めるのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるように配慮してほしいという意見があった。
- ・ パートや短時間勤務の方まで全員に資格を求めると、事業が立ち行かなくなる可能性がある。
- ・ 有資格者でないからと一律に排除することは避けるべき。
- ・ 全員には資格を求めず、専任又は責任者として働いている方で、最低限求める員数に含まれる方を有資格者とする必要があるのではないか。

### <経過措置>

- ・ 資格が厳格化されると、無資格者が解雇を迫られる状況となってしまうため、どう対応するか、検討が必要ではないか。
- ・ 指導員の資格について、無資格者に対する経過措置や研修の受講によって担保することが必要ではないか。
- ・ 現に勤めている無資格者に対する経過措置について検討すべき。
- ・ 経過措置は慎重にすべき。
- ・ 短時間勤務の職員が多いか等によっても、経過措置の扱いは変わるのではないか。

# 従事する者（職員の資格）【従うべき基準】

## <研修一般>

- ・ 研修制度を導入するなら、こういった体制で行うかが重要な問題。地方単独で研修を実施することが難しいところもある。
- ・ 有資格者とするための研修と、職員の質を向上させるための研修それぞれが必要。
- ・ 研修を受けた記録を把握する仕組みを作るべき。
- ・ 一律の知識を身につけさせる研修は、都道府県で実施し、委託も可能ということによいと考える。ただし、レベルアップ研修など、一律でないものは都道府県によるものでなくてもよいのではないか。

## <有資格者とするための研修>

- ・ 現に働く人については、一定の研修を受ければ有資格者とし、今後採用する職員については新たに定められた基準に沿って採用することも考えられる。
- ・ 研修制度を導入して、研修を受けた者に資格を与えるということも考えられる。
- ・ 4号該当者には研修を義務付けるべき。
- ・ 研修は省令上の要件にした方がよいが、児童の遊びだけを指導するわけではなく、生活の支援を行うことにも留意が必要。（再掲）
- ・ 運用を考えると、採用前の研修は厳しい。
- ・ 4号以外の者についても、放課後児童クラブに従事するための知識を持つことは重要。ただ、省令上の義務付けまで必要か。
- ・ 有資格者の員数が少ないのであれば、研修を省令上の要件に位置付けるべき。
- ・ 所持している資格や経験をもって免除できる研修科目があっても良いのではないか。
- ・ 研修の機会としては、年間数回は確保されているべき。

## <職員の質を向上させるための研修>

- ・ 対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。
- ・ 職員の資質・スキルの担保のためには、基礎から専門までの科目設定や履修状況の管理などしっかりした研修制度が必要ではないか。
- ・ 現任研修を充実させるべき。
- ・ パートの方であっても、着任時に最低限の研修は受けるべき。
- ・ 着任時の研修は必要だが、省令基準でなく、ガイドラインでもよい。

## <その他>

- ・ 発達障害児の指導に非常に課題を感じているクラブが多い。
- ・ 常勤の指導員がより望ましいのではないか。
- ・ 従事する方の資格要件を定めるなら、それなりの処遇で迎えることが必要。補助基準の方で配慮していただきたい。
- ・ 指導員に求められる資質・技能としては、以下の点が求められるのではないか。
  - 豊かな人間性と倫理観を備えた教養
  - 放課後児童クラブにおける子どもの育成・支援を行う知識（理論）と技能（実際）
  - 常に自己研鑽に努め、指導員と子ども・保護者との信頼関係を築くと共に、指導員同士の信頼関係を形成して、地域の子育てに関わる機関や人々からも認められる存在となること
- ・ 長期的に安定した雇用を確保すべきではないか。
- ・ 指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けるべきではないか。
- ・ 職員の身分について、正規・非正規、常勤・非常勤など、どうあるべきかの議論があまりに少ない。省令で明文化すべきではないか。
- ・ 児童館型の場合は、他の業務との兼務を可とすべきではないか。
- ・ 保育士でも、待遇が悪いため保育所に勤務しない人が2割弱いるような中、放課後児童クラブにどれだけ優秀な人材を充てられるか、課題。

# 員数【従うべき基準】

## <前回までの委員の主な意見>

### <員数一般>

- ・ 一定の基準、例えば子どもたち●人までは職員●人、●人を超えたら●人というくらいの大きな枠組みが必要。
- ・ 基本は複数配置とすべき（子どもが1人、2人でも）。少なくとも子どもたちがいる間は複数とすべき。
- ・ 基本的には最小単位の員数を、●人に対して有資格者の指導員が●人必要であるとか、最小単位を決めた上で子どもの数が増えれば有資格者は●人増やさなければならない、などとしてはどうか。それ以外は、有資格者でなくても研修受講済みであれば人数に数えられる仕組みも考えられる。
- ・ 子どもがいる時は少なくとも指導員を最低2人以上配置すべき。
- ・ 細かく定めたい県はあまりなく、最低基準を設けるべきとする県が数県あった。最低人員は、児童の安全確保の面から2人とすべきという意見が多かった。
- ・ 複数配置とすべき。
- ・ 最低2人とするが、全員が有資格者である必要はない。
- ・ 定員に応じて員数の設定を考えるべき。一定の目安が必要。
- ・ 要支援の事情等も考慮する必要もある。
- ・ 複数の職員が子どもたちが帰ってくる前からいるということの意味合いも大きい。
- ・ 複数配置、打ち合わせ時間は必要だが、児童数の規模に応じて職員を増加させる場合、コスト的な面で問題が出る可能性がある。最低人員のみとすべき。
- ・ 各クラブにおいて少なくとも1人以上の有資格者を配置することを従うべき基準としてはどうか。
- ・ 専任の職員を複数配置とすべき。
- ・ 指導員の配置については、登録者数ではなく、実際にクラブに来ている実人員で考えるべきではないか。
- ・ 現在の職員の配置状況を踏まえれば、短期的には、児童の集団に対して職員1人と考えるべき。
- ・ 異年齢集団であり活動の内容や場面も異なることから、児童の集団に対して職員2人と考えるべき。

#### <小規模クラブ>

- ・ 10人以下のクラブでは、何らかの形で子どもの安全が確保される場合には、必ずしも複数専任としなくてもよいのではないか。
- ・ 小規模クラブの場合については、補助者を配置することも考えられる。
- ・ 9人以下クラブの40%が1人配置である実態に配慮する必要があるのではないか。

# 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

## <前回までの委員の主な意見>

### <集団の規模一般>

- ・ 子どもにとってどのような人数規模が望ましいのかという「子どもからの視点」に明確に立つべき。
- ・ 現在ガイドラインで国が進めている改善の方向を後戻りさせないで進める方向で集団の規模を考えていただきたい。
- ・ 「40人程度」が目指すべきところだが、すぐ到達できないとしたら、上限を70人までと定めてもいいのではないか。
- ・ 1学区1クラブとした上で、集団の規模は40人を目安とすると明示してはどうか。
- ・ 児童にとっての集団の規模と1クラブにおける定員を分けて対応できるようにすべき。
- ・ 「おおむね40人」は、1つの集団としてまとまりをもって共に生活することができるぎりぎりの人数ではないか。
- ・ クラブの中でクラス分けを行う工夫も考えるべきではないか。
- ・ 40人という目標は重要だが、現時点では70人以上のクラブの運営をどうするか考えるべきではないか。
- ・ 集団の規模は、おおむね40人までとすべきではないか。
- ・ これまで国の方針として大規模クラブの分割を進めてきた方向性も踏まえるべき。
- ・ 児童の集団を分けることは、クラブが大規模化している場合の取扱いであり、小規模クラブへの配慮と同様、一般原則化しない方がよいのではないか。

### <児童数の考え方>

- ・ 登録児童数によって考えるべき。
- ・ 登録児童数と定められると運用が厳しいところもある。
- ・ 欠席児童への配慮や保護者との連絡等も重要であるため、登録児童数で考えるべき。
- ・ 省令上は単に「児童」として、解釈の余地を残してほしい。
- ・ 毎日利用する児童の数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数と考えるべき。
- ・ 毎日利用する児童の数だけで、児童数とする考え方も取り入れるべき。



# 施設・設備【参酌すべき基準】

## <前回までの委員の主な意見>

### <専用室・専用スペースの設置>

- ・ 都会では特に場所を探すのが困難。都会では土地も十分でないことを配慮して、面積要件の基準策定が必要ではないか。
- ・ 専用の部屋・専用スペースを設けるべき。
- ・ 学校を活用する場合には、「放課後児童クラブが活動している時間帯における専用室」という形で考えてほしい。
- ・ 子どもの生活の場として機能するためには広さを考える前に、安全性が確保されている施設で、子どもが自分の生活の場として認識できるようにしていること、基本的な生活行為ができることが必要。事業の目的や機能から見た施設の考え方もしっかりと出すべき。

### <専用室・専用スペースの面積>

- ・ 現行の1.65㎡は維持するべき。
- ・ 1.65㎡は非常に狭い最低基準。今後小学校6年生まで入ってくると考えると、狭いのではないか。
- ・ 登録児童数×1.65㎡という考え方は実態として合わないのではないか。
- ・ 1.65㎡の広さは必要と考えているが、実態として24%の施設ではこれ以下となっていることに留意すべき。
- ・ 「参酌すべき基準」であっても、国の基準と条例の基準を変える場合には説明責任が発生する。
- ・ 6年生まで無条件に受け入れることになると、1.65㎡を確保することは相当厳しくなる可能性がある。
- ・ 面積要件を考える際には、利用登録された人数によって考えるべき。
- ・ 児童1人当たり「おおむね」1.65㎡以上とすべきではないか。
- ・ 面積要件を考える際には、登録児童数と定められると運用が厳しいところもあるため、引き続き検討すべきではないか。
- ・ 欠席児童への配慮や保護者との連絡等も重要であるため、登録児童数で考えるべき。
- ・ 省令上は単に「児童」として、解釈の余地を残してほしい。

### <その他>

- ・ 対象年齢が拡大されることに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。
- ・ ガイドラインの項目を省令として位置づけるべき。
- ・ 静養室・静養スペースは必要ではないか。
- ・ 静養スペースについては、囲いがなくてかさ上げしてある畳が敷いてあるようなスペースで、指導員からは全ての部屋の中が見渡せる方が望ましいという声が多い。
- ・ 相談・面接、要支援児童対策、更衣・着替え等の多目的スペースというものも視野に入れるべき。
- ・ 遊具・図書類等の備品・設備の高学年化への対応が必要ではないか。
- ・ 少人数学級制で、余裕教室の確保が難しくなっている。

## 開所日数【参酌すべき基準】

### ＜前回までの委員の主な意見＞

- ・ 地域性、事情に鑑みて開所時間・開所日数の在り方を考えるべき。
- ・ 開所日数、開所時間に具体的な数値を盛り込むことはかなり難しいのではないか。
- ・ 誰が定めるのかという部分を明確にすべき。
- ・ 地域の事情や保護者の就労状況を踏まえつつも、基準である以上、一定の数値は盛り込むべき。

## 開所時間【参酌すべき基準】

### ＜前回までの委員の主な意見＞

- ・ 地域性、事情に鑑みて開所時間・開所日数の在り方を考えるべき。
- ・ 保護者からの連絡の対応等のため、子どもたちが来るよりも前の時間に開けておくことが必要ではないか。
- ・ 夜間にまたがって運営しているクラブについてどのように考えるか。
- ・ 開所時間については、子どもの健全育成上どうなのかという点と、保護者からのニーズという点と、そのせめぎ合いの中で検討する必要があるのではないか。
- ・ 児童のいる時間帯の前後の時間帯に職員の勤務時間を保証することが必要。
- ・ 開所日数、開所時間に具体的な数値を盛り込むことはかなり難しいのではないか。
- ・ 長期休業中は8～19時までという声もあるが、児童の健全育成との兼ね合いからも慎重に検討すべき。

# その他の基準【参酌すべき基準】

## <前回までの委員の主な意見>

### <その他の基準>

- ・ 「安全対策・緊急時対応の強化」、「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」、「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容の明確化」、「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」が、強化すべき課題ではないか。
- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。
- ・ 学校、保育所等との情報共有・連携が必要ではないか。また、行事参加などの施設外での関わりについてどのように目を向けていくか。
- ・ 高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。
- ・ 「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」（個人情報保護法の遵守等）を省令基準とすべき。
- ・ 「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」は非常に重要な項目。参酌基準に盛り込むべき。
- ・ 自己点検：自己評価に関連し、第三者評価の受審といった運営の改善・質の向上を更に追求するという視点も重視すべき。
- ・ 運営上の留意点として、緊急時や被災時の対応、アレルギー対策、おやつ提供等安全や衛生対策の運用上の留意点を、ガイドライン等で示すべきではないか。
- ・ 非常災害対策について、施設そのものの基準を格段に上げるような対応は困難。
- ・ 防犯、安全管理、事故やケガの対応等が必要ではないか。
- ・ 事故が発生した場合の報告については、基準に位置づけることが必要ではないか。
- ・ 一般的な倫理規範については、資格要件や研修で担保するほか、基準に置づけておくことが必要ではないか。

## その他の論点

### ◎放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。

#### <前回までの委員の主な意見>

- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。（再掲）
- ・ クラブへの申込みは、各市町村へでも直接クラブへでもいずれでもよいのではないか。
- ・ 定員より増えているか、達していないかなど、実態を把握することが重要。そのためには、各クラブから市町村へ、申請状況を報告させることが必要。
- ・ 市町村ごとに統一されたクラブへの入室の基準を事前に決めておく必要があるのではないか。
- ・ 放課後子ども教室と一体的に実施している場合、厳密な要件を決めて順位付けをすると、かえって待機児童を作ってしまう可能性があるので、慎重な検討が必要。
- ・ 市町村が一元的に放課後児童クラブに関する情報を収集して情報提供することが重要。
- ・ 障害児は優先利用の対象とすべき。
- ・ 優先利用についてガイドライン等で明記してほしい。
- ・ 高学年でもクラブの利用の必要性が高いケースもある。
- ・ 障害のある子どもは高学年になっても放課後児童クラブで受け入れていくことが必要ではないか。

◎児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたが、事業の運用に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

### <前回までの委員の主な意見>

- ・対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。（再掲）
- ・対象年齢が拡大されることに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。（再掲）
- ・異年齢交流が進むため、居場所としての環境、サービスの質の向上ということも検討していく必要があるのではないか。（再掲）
- ・高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。（再掲）
- ・利用の必要性や優先度についての基準が必要ではないか（ひとり親家庭の子ども、低学年の子ども等）。
- ・4年生以上を受け入れると、パンク状態になり、新たなクラブを新設しなければならないところもある。
- ・これまで3年生までしか扱っていなかった指導員が、6年生まで扱うとなると、研修等の実施が課題になるのではないか。
- ・対象年齢が広がった場合、更に待機児童が増えてしまうのではないか。
- ・量の拡充を急ぐあまり、よい形で運営されている低学年を対象にしたクラブを変質させないよう、慎重に検討すべき。
- ・補助が出ず、利用料が高くても、6年生まで通う子どももおり、年少者の面倒を見てくれる子もいる。
- ・市全体として4年生以上の居場所は考えるべきだが、個々のクラブで、例えば3年生までのクラブ、とすることも許容すべきではないか。
- ・自治体の判断で、優先順位を付けて受け入れることも許容すべきではないか。自治体の裁量で実施するものだが、国としてもある程度の考え方を示すべきではないか。
- ・4年生以上について、自立を目指して指導していく、という運営方針も認めるべきではないか。
- ・高学年でもクラブの利用の必要性が高いケースもある。（再掲）

## ◎放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

### <前回までの委員の主な意見>

- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室では、メニューに違いがある。
- ・ 学校の場合、校長先生の判断・裁量によるところが大きい。連携、施設利用への配慮が大きなポイントではないか。
- ・ 基準の中に、機関連携等の規定も必要ではないか。
- ・ 「児童館ガイドライン」における整理も参考にすべき。
- ・ 放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携により、フルタイムで働かない方などのニーズを吸収しているのではないか。
- ・ 放課後子どもプランは、放課後の子どもの居場所を効率的・効果的に確保するために必要不可欠な施策。今後も積極的に推進していくべきではないか。
- ・ 生活の場、帰ってくる場であることへの配慮が必要ではないか。
- ・ 厚労省と文科省で“放課後の子どもの時間”について共通した認識を持つべき。

## ◎児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

### <前回までの委員の主な意見>

- ・ 児童館とクラブで合同で研修を実施するなどして、職員の資質の向上を図ることが必要ではないか。
- ・ 児童館で事業を行っている場合、クラブを利用する子どもにとっては児童館は生活の場であることを踏まえた運営、整備が必要ではないか。
- ・ 「児童館ガイドライン」における整理も参考にすべき。（再掲）
- ・ 生活の場、帰ってくる場であることへの配慮が必要ではないか。（再掲）

## ◎その他の事項について、どのようなものが考えられるか。

### <前回までの委員の主な意見>

#### <放課後児童健全育成事業として行わない「学童保育」について>

- ・ まずは放課後児童クラブとしての基準を検討し、その基準と合わせて対象となる子どもの範囲を法令に基づいて明示すること、支援の継続性の担保等を目安にしつつ、整理することが現実的ではないか。
- ・ 消費者保護、児童福祉という観点から、相当慎重に検討すべきではないか。
- ・ 認定こども園の付加的なサービスの提供等についても参考にすべきではないか。
- ・ 企業として営業ベースで成り立っているサービスに対し、国が公費を投入する理由があるか。どのように関与していくのか、検討が必要ではないか。
- ・ 低所得者や障害児への対応ができるのが課題。
- ・ 営業ベースでサービス提供している企業に、どの程度市町村が関与していくのか。
- ・ 民間企業の中には福祉以外のサービスを提供するところや、福祉以外の業種から参入するところもある。こうした事業者に対して市町村はどこまで指導をするのかということが長期的な課題。

#### <その他>

- ・ 利用者負担に関し、公的負担をすべき費目、保護者と折半すべき費目の考え方を明確にするべきではないか。
- ・ 「留守家庭児童」の範囲について考えるべきではないか。
- ・ 障害児を受け入れる場合の職員のサポート体制について検討すべきではないか。
- ・ おやつの提供について考え方を整理する必要があるのではないか。